

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1丁目4-31 MRマエカワビル603

TEL:06-946-8011 FAX:06-946-8727

延納から物納への救済措置に制限

平成6年度の相続税改正では、これまで不可能とされていた延納から物納への切り替えを認める措置が手当てされることとなり、各方面で注目を集めている。

これは、延納に係る分納税額の納付が困難となっている延納選択者に対する特例的な措置であり、政府税調の「納付困難となっている延納選択者に対しては、極めて例外的な措置ではあるが、対象を限ってでも物納への切り替えを認める方向で速やかに措置することが適当である」との中期答申を受けた形で、6年度改正に取り込まれるものである。

したがって、同措置の適用に当たっては、一定の制約が付されることになりそうだ。

もともと、分納税額の納付が困難となったのは、延納選択後、相続土地の値上がりを待って、その土地を売却し、相続税を完納するという狙いがあったわけであるが、地価の下落により土地譲渡ができず、納税資金の手当に窮したといったケースが想定される。このため救済措置の対象となる延納選択者は、その範囲が限定されることになると見られている。

具体的には、地価下落傾向が如実に現れてきた平成2・3年頃に相続があった者等に限定される公算が高い。

また、収納価額も、相続開始時の評価額ではなく、物納切り替え時の“時価”とされる方向も検討されている。

安易な名義変更取り消しは早急に

将来の相続税を憂慮する余り、父親が土地、建物の名義を一人の子供に変更してはみたものの、それを知った兄弟姉妹からクレームが付くことがある。おかげでせっかく変更した名義を元に戻さなくてはならないことも生じてくる。

無償の名義変更が贈与である以上、杓子定規な見方をすれば、こうした名義変更には2回の贈与税がかかるとも考えられる。

ただ、物を渡す贈与と違って、名義変更の場合は贈与の実感が薄いもの。

税務では、名義変更が過誤に基づいたもの、軽率にされた場合は贈与はなかったものとしている。

ただ、この名義復帰は速やかにされなければならない。具体的には、贈与税の申告期限である3月15日、あるいは更正・決定の日前までが条件となる。

財産を子供へ移転させて減少させることは相続対策となるが、何をどのように移すかが重要。また、相続税の納税資金をどのように確保するかが、もっと重要となる。

現在の自分の総財産の評価額も把握しないで、どこかで見聞きした対策を実行してしまうのは危険というもの。

大事な財産、大切に守っていただきたいものです。